

審査意見への対応を記載した書類（6月）

（目次） 生活支援科学研究科 看護学専攻（M）

1. 看護学の専門知識と教育力をもつ看護教育者の養成が掲げられている一方で、関係する授業科目が看護教育学特論のみであると見受けられることや、関係するアドミッション・ポリシーが設定されていないなど、整合性に疑義がある。このため、養成する人材像と3つのポリシーの整合性について改めて明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。併せて、教育課程や入学者選抜方法について見直すとともに、必要に応じて授業科目を追加するなど適切に改めること。（是正事項）・・・4

2. 研究科名でもあり、看護学専攻の教育理念にも掲げる「生活支援科学」について、「生活支援科学」の定義や看護学における「生活支援科学」との関係について説明がないため、3つのポリシーの妥当性及び整合性を判断することができない。このため、「生活支援科学」の定義や看護学における「生活支援科学」の位置付けや、生活支援科学研究科の中に看護学専攻を設置する趣旨を明らかにした上で、養成する人材像を踏まえ、3つのポリシーの妥当性及び整合性について説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。（是正事項）・・・6

3. 設置の趣旨及び必要性において、地域に学び、地域とともに歩み、発展する高等教育研究機関を目指す目的として、「来るべき新たな社会のなかでグローバルな視点をもって活躍する専門職業人を養成すること」とあるが、「グローバル」の具体的な範囲や意図するところが不明であるため、地域大学宣言と設置の趣旨との関係性が不明確である。グローバルが示す「グローバル」と「ローカル」の具体的な範囲や関係性について説明するとともに、地域大学宣言と本研究科の設置の趣旨との整合性について明確に説明すること。（是正事項）・・・12

4. 地域大学宣言によって、「地域の活性化の中核として発展することを目標に掲げ、地域自治体、地域産業界、ならびに地域社会と連携した教育研究活動を展開」とあるが、どのような機関等と連携し、教育研究を展開しているのか説明がなく不明であるため、具体的に説明すること。(改善事項)・・・13

5. カリキュラム・ポリシーに学修成果の評価の在り方等に関する具体的な記述が見受けられないことから、適切に改めること。(是正事項)・・・15

6. 研究指導について、研究テーマの決定が1年次の7月、倫理委員会の審査が10月に設定されており、学生にとっては入学後非常に短い期間での研究テーマの設定が求められる。入学する学生が学部新卒の学生なのか、臨床現場を体験した学生なのかによって、研究テーマの設定に要する期間が異なることも想定されるが、ディプロマ・ポリシーやアドミッション・ポリシーに基づいて行われる入学者選抜により入学する学生の属性も踏まえた上で、研究指導のスケジュールが適切に設定されていることについて説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。(是正事項)・・・17

7. 老年看護学演習について、2年前期に配当されている一方で、シラバスにおける授業の概要及びねらいには「関心あるテーマを焦点づけ、プレゼンテーションと討議を通して研究課題を明確にする。」と記載されており、研究指導のスケジュールを勘案すると、研究の進捗と授業科目の順序の整合性に疑義がある。このため、教育課程について網羅的に確認を行い、カリキュラムが体系的に編成され、研究指導のスケジュールと授業科目の開講年次が適切に設定されていることについて相互の関係を踏まえて説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。(是正事項)・・・18

8. 本専攻のアドミッション・ポリシー及び入学者受け入れの基本方針に、教育理念にも掲げる「生活支援科学」に関する記述が見受けられないことから、ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーとの整合性に疑義がある。このため、審査意見2の対応も踏まえた上で、3つのポリシーと入学者受け入れの基本方針の整合性について明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。併せて入学者選抜の方法についても、必要に応じて適切に改めること。(是正事項)・・・20

9. 社会人選抜の受験資格について、社会人の定義が明確でないため、「有識者、主婦など」の示すところを明らかにするとともに、必要に応じて適切に改めること。(是正事項)・・・22

10. 専任教員の年齢構成が著しく高齢に偏っていることから、教育研究の継続性を踏まえ、若手教員の採用計画など教員組織の将来構想を明確にするとともに、教員配置の適正化を図ること。(是正事項)・・・23

11. 教員の研究力向上のために紀要の発行を行うとの記載があるが、修士課程の教育研究を担当することを踏まえれば、紀要のみで教員の質を担保することができるのか疑義がある。修士課程を担当する教員の質を向上する方策について、具体的に説明すること。(改善事項)・・・24

12. 研究指導補助教員数について、大学院設置基準の規定を満たしていないため、適切にあらためること。(是正事項)・・・26

13. 近隣の競合大学院修士課程の入学状況について、多くの大学が定員未充足となっている中で、長期的かつ安定的に学生を確保する見通しがあるか疑義があるため、学生確保に向けた工夫や方策について、改めて具体的に説明すること。(改善事項)・・・27

(是正事項) 生活支援科学研究科 看護学専攻 (M)

1. 看護学の専門知識と教育力をもつ看護教育者の養成が掲げられている一方で、関係する授業科目が看護教育学特論のみであると見受けられることや、関係するアドミッション・ポリシーが設定されていないなど、整合性に疑義がある。このため、養成する人材像と3つのポリシーの整合性について改めて明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。併せて、教育課程や入学者選抜方法について見直すとともに、必要に応じて授業科目を追加するなど適切に改めること。

(対応)

審査項目2に詳述するように、看護学専攻の教育理念と3つのポリシーの記載内容を見直した。アドミッション・ポリシー（入学者選抜方針）も看護教育者の養成を意識して、文言を改めた。また、教育課程の基礎科目に「看護教育学特論」に加え、新たに「看護教育方法特論」を追加した。これらの科目では看護教育の基礎理論を基盤として、教授・学修計画をデザインするとともに、看護教育におけるICT教育の基礎的理解と実践、演習・臨地実習のフィールドワークを通じた学修指導案の立案、看護の学びをはぐくむための指導のあり方を論究し、看護教育者としての資質、能力、看護教育観を培う。

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 (8、12 ページ)

新	旧
<p>【入学者選抜方針（アドミッション・ポリシー）】</p> <p>生活支援科学研究科看護学専攻は入学選抜に当たって、以下の要件を満たす者を積極的に受け入れる。</p> <p>1. 看護学に関して学士レベル又はそれ相当の知識・技術を修得している者</p> <p>2. 看護学の専門教育を受け、さらに専門職としての知識・技術を発展・深化させ、高度な実践活動をとおして地域社会に貢献したいと考えている者</p>	<p>【入学者選抜方針（アドミッション・ポリシー）】</p> <p>本専攻の入学者選抜にあたって、以下の要件を満たす者を積極的に受け入れる。</p> <p>①看護学の専門教育を受け、さらに高度な専門職としての知識・技術を発展・深化させたいと希望する者</p> <p>②看護学についての高度な専門的知識と理論・技能を修得して、研究活動や実践活動をとおして社会に貢献したいと考えている者</p> <p>③看護学について深く学び、研究したいと考</p>

<p>3. 看護学についての専門的知識と理論・技能を修得して、<u>看護教育</u>・研究活動をとおして地域社会に貢献したいと考えている者</p> <p>4. 自立心が高く、かつ向学の志が高い者</p> <p>【IV .教育課程編成の考え方と及び特色】</p> <p>2) 地域、在宅、病院又は看護教育の場において活躍する、高度な実践力及び研究の基礎的能力を備えた看護専門職者を育成する「基礎分野」を設置する。基礎分野には「看護学の基盤となる理論や研究に関わる知識を教授する 11 科目を配置し、そのうち看護学研究の概要を理解し研究方法として質的・量的研究方法を学修する 2 科目(看護学研究 I・II)を必修とする。「看護教育学特論」「看護教育方法特論」は、看護教育を学問として理解するために基礎理論を基盤として、教授・学修計画をデザインするとともに、看護教育における ICT 教育の基礎的理解と実践、演習・臨地実習のフィールドワークを通じた学修指導案の立案、看護の学びをはぐくむための指導のあり方を論究し、看護教育者としての資質、能力、看護教育観を培う。</p> <p>これらの科目を担当する専任教員も看護系大学教育の経験豊かな教授 1 名を加えた。</p>	<p>える者</p> <p>【V.教育課程編成の考え方と及び特色】</p> <p>2) 看護学の基盤となる理論や研究に関わる知識を教授する「基礎分野」に 10 科目を設置し、そのうち 2 科目(看護学研究 I・II)を必修とする。看護学研究の概要を理解し研究方法として質的・量的研究方法を学修するために「看護研究 I・看護研究 II」を、～</p>
---	--

(是正事項) 生活支援科学研究科 看護学専攻 (M)

2. 研究科名でもあり、看護学専攻の教育理念にも掲げる「生活支援科学」について、「生活支援科学」の定義や看護学における「生活支援科学」との関係について説明がないため、3つのポリシーの妥当性及び整合性を判断することができない。このため、「生活支援科学」の定義や看護学における「生活支援科学」の位置付けや、生活支援科学研究科の中に看護学専攻を設置する趣旨を明らかにした上で、養成する人材像を踏まえ、3つのポリシーの妥当性及び整合性について説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

(対応)

「1. 設置の趣旨及び必要性」の第1項のタイトルを「1. 西九州大学の沿革と大学院研究科設置の経緯、看護学専攻の開設の趣旨」と変更し、「(5) 大学院生活支援科学研究科の中に看護学専攻を開設する趣旨」及び「(6) 看護学専攻の教育理念と3つのポリシー」を追加して、「生活支援科学」の定義、生活支援科学研究科の中に看護学専攻を開設する趣旨等の指摘内容を記載し、看護学専攻の教育理念と養成する人材像、3つのポリシーの記述内容を改めた。これら記載を第1項に移したので、第2項「2. 生活支援科学研究科に看護学専攻を設置する必要性」の中に記載していた「(3) 看護学専攻を設置する理由」と「(4) 看護学専攻の教育理念」は削除した。

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 (6～8 ページ)

新	旧
<p>1. 西九州大学の沿革と大学院研究科設置の経緯、看護学専攻の開設の趣旨</p> <p>(5) 大学院生活支援科学研究科の中に看護学専攻を開設する趣旨</p> <p>「生活支援科学」とは、個別の支援活動から制度運営、政策の策定と運用に及ぶ生活支援ないし生活支援制度を研究・教育の対象とする諸学問の集合を意味する概念である。生活</p>	<p>1. 西九州大学の沿革と大学院研究科等の設置に至る経緯</p> <p>(「2. 生活支援科学研究科に看護学専攻を設置する必要性」の中に記載している以下の項目は削除)</p> <p>(3)看護学専攻を設置する理由</p> <p>本学は佐賀県唯一の私立大学として、健康栄養、社会福祉、スポーツ健康福祉、リ</p>

支援が目指すものは、人々の生活の質

(QOL) の改善・向上にほかならない。生活支援科学研究科は、地域生活を支援し、創造することができる高度な専門職業人及び研究者を育てることを教育の理念・目標としている。

生活支援科学研究科は、現在、健康栄養学、地域生活支援学、リハビリテーション学、子ども学、臨床心理学の5つの専攻から構成されている。生活支援科学の一翼を担う看護学も、看護学のもつ専門性をふまえて教育・研究活動に取り組んでいく。

すなわち、前述した生活支援科学のコンセプトを基に、看護学専攻では、地域社会で生活する人々の健康問題への支援ができる専門性の高い、高度な知識や技術を身につけた看護実践能力をもつ指導的看護実践者及び研究能力を基盤とした看護教育者を養成することを目標とする。

現在、保健・医療・福祉施策を地域包括支援システムに転換する政策が進められているが、生活支援科学研究科の中に看護学専攻を位置づけて研究・教育を推進することで、次のことを具体化することができる。

1. さまざまな健康状態にある人々を対象とし、その生活を総合的・継続的にとらえ、他の生活支援の諸領域とも協働して、包括的な支援を提供することができるようになる。
2. その人らしい生活の継続性を保障し、健康を支援することによって、生活の質の向上

ハビリテーション、心理カウンセリング、教育・保育、看護学部分野の専門職業人を養成するとともに、人間の健康と生活を中心に据えた学際的・総合的な視点から教育研究を推進してきた。

本学では保健、福祉、医療、スポーツ、教育、心理を中心に「生活支援を科学し実践する大学」および大学院生活科学研究科を設置している。本学の大学院修士課程では、健康福祉領域の社会的課題に最新知識・技術で取り組む高度専門職業人の養成を行うとともに、高度専門職業人としての学識、技術を身に付けて、後進を育てる高い教育力のある人材の養成に取り組んできた。

看護学専攻の設置は、生活支援科学研究科の理念と目的に沿い、これまでの教育研究上の実績と発展構想を踏まえて計画されたものである。令和4年4月に西九州大学看護学部完成年度に大学院「生活支援科学研究科 看護学専攻」を設置する意義は大きい。

また、設置の大きな理由として先に述べたように、社会的要請として、一つに国や県の政策提言で求められているように看護人材養成に資する看護実践者・教育者の確保が喫緊の課題であるが、当大学の大学院の設置によりそれが強力に補完されること。さらに佐賀県がめざす医療構築・介護連携・ネットワークの構築こそが本看護学

に寄与する。

3. 健康で安全な地域社会の創造に寄与する。

(6) 看護学専攻の教育理念と3つのポリシー

看護学専攻開設の趣旨を踏まえて、その教育理念・目標、学位授与方針、教育課程編成・運営方針、入学者選抜方針を次のように定める。

教育理念・目標

「生活支援科学」とは、個別の支援活動から制度運営、政策の策定と運用に及ぶ生活支援ないし生活支援制度を研究・教育の対象とする諸学問の集合を意味する概念である。本大学院では、地域生活を支援し、創造することができる高度な専門職業人及び研究者を育てることを教育の理念・目標としている。看護学専攻では、生活支援科学のコンセプトをもとに、さまざまな健康状態にある人々を対象とし、その生活を総合的・継続的にとらえ、他の生活支援の学問領域とも協働して、包括的な支援ができる人材育成を目指す。特に専門性の高い、高度な知識や技術を身につけた看護実践能力をもつ指導的看護実践者及び研究能力を基盤とした看護教育者を養成することを目的とする。

【学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）】

生活支援科学研究科看護学専攻は、本専攻の教育理念・目標を踏まえ、地域で生活する人々の生活を支援するために必要な、高度な

専攻がめざす看護の専門性・他職種連携の教育として最も成果を示すことができると、あげられる。

(4) 看護学専攻の教育理念

1) 教育理念・目標

人々が地域社会において豊かで自立した生活が可能となるには、生活を科学する「生活支援科学」というコンセプトのもと、対象者の健康課題を支援する看護が重要である。看護学専攻では、地域社会で生活する人々の健康問題を支援できる専門性の高い、高度な知識や技術を身につけた看護実践能力をもつ指導的看護実践者及び教育研究に必要な基礎的能力を有する看護教育者を養成することを目的とする。また、看護学に関する研究を進めることができ、関連職種の専門性を理解し、リーダーシップと調整力を発揮し、指導的役割を果たすことができることを教育理念・目標と定める。

【学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）】

看護学に関する高度な知識や技術を身につけ、臨床・教育の現場で活用しうる課題発見力と探求力、問題解決能力を修得し、看護実践、看護教育・研究に必要な能力を身につけ、必修科目14単位、選択科目16単位以上、合計30単位以上を修得し、修士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格した者に、修士（看護学）の学位を授与する。

【教育課程編成・運営方針（カリキュラム・

看護実践、看護教育・研究に必要な能力を身につけ、必修科目 14 単位、選択科目 18 単位から、合計 30 単位以上を修得し、修士論文の審査及び最終試験に合格した者に、修士（看護学）の学位を授与する。

【教育課程編成・運営方針（カリキュラム・ポリシー）】

教育課程編成の方針

地域で生活する人々の生活を支援するために、専門性の高い看護実践、看護教育・研究に必要な能力及び研究能力を修得できるように適切な科目を配置する。

1. 生活支援科学研究科の他専攻の学生とともに学んで生活支援科学を俯瞰的にとらえる「共通科目」である生活支援科学特論（必修）を設置する。

2. 看護学の基盤となる理論や研究に関わる知識を教授する「基礎分野」に 11+0 科目を設置し、そのうち 2 科目（看護学研究 I・II）を必修とする。

3. 地域、在宅、病院又は看護教育の場において活躍する、高度な実践力及び研究の基礎的能力を備えた看護専門職者を育成する

「展開分野」を設置する。展開分野には「生活支援看護学領域（地域在宅看護学、老年看護学）」と「実践看護学領域（基盤看護学、療養支援看護学）」を区分し、それぞれの科目群において看護学特論、看護学援助特論、看護学演習の 3 科目、計 12 科目を設置する。

4. 指導教員のもとで入学当初から看護学

ポリシー）】

・教育課程編成の方針

看護学専攻は、地域で生活する人々の健康問題を持つ人々を支援する専門性の高い看護実践、教育研究に必要な基礎的能力及び研究能力を修得できるように適切な科目を配置する。

①生活支援科学研究科の他専攻の学生とともに学んで生活支援科学を俯瞰的にとらえる「共通科目」である生活支援科学特論（必修）を配置する。

②看護学の基盤となる理論や研究に関わる知識を教授する「基礎分野」に 10 科目を配置し、そのうち 2 科目（看護学研究 I・II）を必修とする。

③地域、在宅、病院又は看護教育の場において活躍する、高度な実践力及び研究の基礎的能力を備えた看護専門職者を育成する「展開分野」の科目群を設置する。展開分野には「生活支援看護学領域（地域在宅看護学、老年看護学）」と「実践看護学領域（基盤看護学、療養支援看護学）」を区分し、12 科目を配置する。

④指導教員のもとで入学当初から看護学に関する研究テーマを探求し、研究の計画、実施、論文作成が行えるように「研究演習」として特別研究（必修）を設置する。

・教育課程の運営方針

大学院生自らが目指す目的に向けて、修了時に修得すべき知識・技術、研究能力等がカ

に関する研究テーマを探求し、研究の計画、実施、論文作成が行えるように「研究演習」として特別研究（必修）を開設する。

教育課程の運営方針

1. 大学院生自らが目指す目的に向けて、修了時までには修得すべき知識・技能、研究能力等がカリキュラムの体系の中でどのように養成されるのかを示すため履修モデル等を明示する。

2. 学修成果の評価では、専門・応用的能力要素として「態度・志向性」「知識・理解」「技能・表現」「行動・経験・創造的思考力」の4点を設定し、それらを「定期試験・小テスト等」「宿題・授業外レポート」「授業態度・受講者の発表・授業への参加度」等の方法で評価する。各科目の評価方法をシラバスに記入する。

3. 修士論文の評価は、表題・キーワード、研究目的、研究方法、結果・考察、構成・論理展開、要旨、作成プロセスといった観点からの評価基準を学生に明示する。

【入学者選抜方針（アドミッション・ポリシー）】

生活支援科学研究科看護学専攻は入学選抜に当たって、以下の要件を満たす者を積極的に受け入れる。

1. 看護学に関して学士レベル又はそれ相当の知識・技術を修得している者

2. 看護学の専門教育を受け、さらに専門職としての知識・技術を発展・深化させ、高

リキュラムの体系の中でどのように要請されるのかを示すために履修モデル等を明示する。

【入学者選抜方針（アドミッション・ポリシー）】

本専攻の入学者選抜にあたって、以下の要件を満たす者を積極的に受け入れる。

①看護学の専門教育を受け、さらに高度な専門職としての知識・技術を発展・深化させたいと希望する者

②看護学についての高度な専門的知識と理論・技術を修得して、研究活動や実践活動をとおして社会に貢献したいと考えている者

③看護学について深く学び、研究したいと考える者

<p>度な実践活動をとおして地域社会に貢献したいと考えている者</p> <p>3. 看護学についての専門的知識と理論・技能を修得して、看護教育・研究活動をとおして地域社会に貢献したいと考えている者</p> <p>4. 自立心が高く、かつ向学の志が高い者</p>	
--	--

(是正事項) 生活支援科学研究科 看護学専攻 (M)

3. 設置の趣旨及び必要性において、地域に学び、地域とともに歩み、発展する高等教育研究機関を目指す目的として、「来るべき新たな社会のなかでグローバルな視点をもって活躍する専門職業人を養成すること」とあるが、「グローバル」の具体的な範囲や意図するところが不明であるため、地域大学宣言と設置の趣旨との関係性が不明確である。グローバルが示す「グローバル」と「ローカル」の具体的な範囲や関係性について説明するとともに、地域大学宣言と本研究科の設置の趣旨との整合性について明確に説明すること。

(対応)

「グローバルな視点」の意味する内容を追加して説明し、そのような視点をもつ高度専門職業人を養成するために大学院研究科を設置していることを補い、地域大学宣言が本研究科の設置につながったことを示した。なお、看護学専攻を開設する趣旨をこの項の最後に追加したため「(但し、現時点ではスポーツ、看護を除く)」の文言を削除した。

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 (2～3 ページ)

新	旧
その目的は、来るべき新たな社会のなかでグローバルな視点をもって活躍する専門職業人を養成することにある。グローバルな視点とは、グローバルな視点とローカルな視点を合わせ持ち、SDGs(Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) にみられるような国際的・地球規模の視点から地域を俯瞰しつつ、地域の課題に取り組むことのできる視点を意味している。そのような視点をもつ高度専門職業人を養成するために、本学では保健、福祉、医療、スポーツ、教育、心理、および看護を中心に地域大学宣言に謳う「生活支援を科学し実践する大学」を志向し、後述のように大学院生活支援科学研究科を設置している。	その目的は、来るべき新たな社会のなかでグローバルな視点をもって活躍する専門職業人を養成することにある。そのために、本学では保健、福祉、医療、スポーツ、教育、心理、および看護を中心に「生活支援を科学し実践する大学」を志向し、大学院生活支援科学研究科を設置している(但し、現時点ではスポーツ、看護を除く)。

(改善事項) 生活支援科学研究科 看護学専攻 (M)

4. 地域大学宣言によって、「地域の活性化の中核として発展することを目標に掲げ、地域自治体、地域産業界、ならびに地域社会と連携した教育研究活動を展開」とあるが、どのような機関等と連携し、教育研究を展開しているのか説明がなく不明であるため、具体的に説明すること。

(対応)

指摘された地域と連携した教育研究活動の展開に関する説明は、p2.1 行目から4行目の最後までに当たる、「それに関連する具体的事例を取り上げると (中略) 地域課題解決型の実践教育を行なっている。」に述べている。しかしこの説明は事例の表題にのみとどまり具体性に欠けるのでこの部分は削除し、指摘を受けた「どのような機関等と連携し、教育研究を展開しているのか」を含めて具体的内容を示す。なお(新)の文章は削除した文章の後に、改行して記載する。

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 (3 ページ)

新	旧
<p>(削除)</p> <p>前述した、地域自治体、地域産業界、ならびに地域社会と連携した教育研究活動の展開について、具体的事例をあげてここに示す。佐賀大学と西九州大学は、佐賀県全域をキャンパスと位置づけ、学生・教職員による実践的な教育・研究を通して、地(佐賀県域)</p>	<p>これに関連する具体的事例を取り上げると、西九州大学が佐賀大学と共同で申請した「コミュニティ・キャンパス佐賀アクチベーション・プロジェクト」が文部科学省による「平成25年度地(知)の拠点整備事業」に採択された。この事業においては、佐賀大学と連携・協働し、地域課題解決型の実践教育を行なっている。</p>

と知(教育・研究)の活性化を進めることで、佐賀の地域における地の拠点としての機能を強化した。このプロジェクトは佐賀県ならびに6市1町の自治体(佐賀市、神崎市、唐津市、小城市、嬉野市、鹿島市、吉野ヶ里町)と連携し、両大学とも地域での学修機会を増加させる教育カリキュラムの改革を行い、事業の実効性と持続性のある全学的なプロジェクトとして推進した。西九州大学のプロジェクトの中には、産学官連携(神崎市、神崎市菓子組合)による機能性食品の開発プロジェクトや介護(認知症)予防事業による地域住民の心身機能検査などが含まれている。

(文部科学省の支援による佐賀大学と西九州大学の共同事業「地(知)の拠点整備事業」より)。

(是正事項) 生活支援科学研究科 看護学専攻 (M)

5. カリキュラム・ポリシーに学修成果の評価の在り方等に関する具体的な記述が見受けられないことから、適切に改めること。

(対応)

審査意見2に示したように、カリキュラム・ポリシーを含む3つのポリシーを見直し、学修成果の評価方法に関する具体的な記述を加えた。

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 (7～8 ページ)

新	旧
<p>【教育課程編成・運営方針 (カリキュラム・ポリシー)】の中の「教育課程の運営方針」を次のように改定した。</p> <p>教育課程の運営方針</p> <p>1. 大学院生自らが目指す目的に向けて、修了時までには修得すべき知識・技能、研究能力等がカリキュラムの体系の中でどのように養成されるのかを示すため履修モデル等を明示する。</p> <p>2. 学修成果の評価では、専門・応用的能力要素として「態度・志向性」「知識・理解」「技能・表現」「行動・経験・創造的思考力」の4点を設定し、それらを「定期試験・小テスト等」「宿題・授業外レポート」「授業態度・受講者の発表・授業への参加度」等の方法で評価する。各科目の評価方法をシラバスに記入する。</p> <p>3. 修士論文の評価は、表題・キーワード、</p>	<p>【教育課程編成・運営方針 (カリキュラム・ポリシー)】の中の「教育課程の運営方針」</p> <p>・教育課程の運営方針</p> <p>大学院生自らが目指す目的に向けて、修了時までには修得すべき知識・技能、研究能力等がカリキュラムの体系の中でどのように養成されるのかを示すため履修モデル等を明示する。</p>

<p>研究目的、研究方法、結果・考察、構成・論 理展開、要旨、作成プロセスといった観点か らの評価基準を学生に明示する。</p>	
--	--

(是正事項) 生活支援科学研究科 看護学専攻 (M)

6. 研究指導について、研究テーマの決定が1年次の7月、倫理委員会の審査が10月に設定されており、学生にとっては入学後非常に短い期間での研究テーマの設定が求められる。入学する学生が学部新卒の学生なのか、臨床現場を体験した学生なのかによって、研究テーマの設定に要する期間が異なることも想定されるが、ディプロマ・ポリシーやアドミッション・ポリシーに基づいて行われる入学者選抜により入学する学生の属性も踏まえ、研究指導のスケジュールが適切に設定されていることについて説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

(対応)

「研究テーマの決定が1年次の7月、倫理委員会の審査が10月に設定されていることに対して」は、1年次4月から9月までの間に入学する学生の属性を考慮した指導を行うと履修指導の中で明記した。そして1年次9月末修士論文題目届(仮)提出とし、倫理委員会の審査は1年次11月第1回中間発表会後に、審査をうけることと変更した。

以上の対応をするにあたり、ディプロマ・ポリシーやアドミッション・ポリシーを再検討、及び「入学から終了までの指導プロセス」を別表Ⅰ、入学時に長期履修する学生の場合も考慮し、別表Ⅱとし、研究指導のスケジュールを作成した。【表1・表2を添付】

(新旧対照表) 教育課程等 (14 ページ)

新	旧
2) 修士論文題目届(仮)提出(1年次9月末) ・研究指導教員の指導の下に自己の研究テーマを決め、9月末までに「修士論文題目届(仮)」を教務課に出す。なお、中間発表後、倫理審査が必要な研究は11月を目途に倫理委員会による審査を受ける。	2) 研究テーマの決定(1年次7月) ・研究指導教員の指導の下に自己の研究テーマを決定し、研究計画を策定、倫理審査が必要な研究は10月を目途に倫理委員会のしんさを受け(詳細はp00参照)、9月末までに「修士論文題目届」を教務課に提出する。

(是正事項) 生活支援科学研究科 看護学専攻 (M)

7. 老年看護学演習について、2年前期に担当されている一方で、シラバスにおける授業の概要及びねらいには「関心あるテーマを焦点づけ、プレゼンテーションと討議を通して研究課題を明確にする。」と記載されており、研究指導のスケジュールを勘案すると、研究の進捗と授業科目の順序の整合性に疑義がある。このため、教育課程について網羅的に確認を行い、カリキュラムが体系的に編成され、研究指導のスケジュールと授業科目の開講年次が適切に設定されていることについて相互の関係を踏まえて説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

(対応)

老年看護学演習のシラバスに述べている内容は研究指導に関連する内容と重複していた。老年看護学演習の概要及びねらいを検討し、授業計画の一部（第6週事後学習：授業を振り返り倫理委員会申請書類を作成する。）を削除し、振り返りとまとめを行うに修正した。自己の研究課題については1年次の特論および援助特論での学修を深め、それらと関連させながら、研究課題の整理・検討および焦点づけを行い、明確にしていくように指導する。

(新旧対照表) 教育課程等

新	旧
シラバスにある「また、現状の分析から自己の研究課題を検討し、関心あるテーマを焦点づけ、プレゼンテーションと討議を通して研究課題を明確にする。」を削除し修正した。「老年看護学における最近の実践及び研究の動向について、文献検索しクリティークを基に老年看護学領域の現状と課題および支援方法や解決方法等について論考する。さらにフィールドワーク等の実践活動を行い、対象者が抱える解決困難な問題、	シラバスにおける授業の概要及びねらい：老年看護学における最近の実践及び研究の動向について研究論文等の文献検索・論文講読（クリティーク）を行い、老年看護学領域の研究分野を認識し、現状における課題を明らかにする。「また、現状の分析から自己の研究課題を検討し、関心あるテーマを焦点づけ、プレゼンテーションと討議を通して研究課題を明確にする。」さらにフィールドワーク等の実践活動を行い、対象者

社会情勢なども含めた背景を関連する様々な理論や概念を用いながら深く思索し、研究の方向性や方法、研究倫理、データの解析方法等について討議し、研究計画へと発展できる能力を養う。」とした。

第6週の事後学習：授業の振り返りとまとめを行うとする。

が抱える解決困難な問題、社会情勢なども含めた背景を関連する様々な理論や概念を用いながら深く思索し、研究の方向性や方法、研究倫理、データの解析方法等について討議し、研究計画へと発展できる能力を養う。

第6週の事後学習（復習）：授業を振り返り倫理委員会申請書類を作成する。とある。

(是正事項) 生活支援科学研究科 看護学専攻 (M)

8. 本専攻のアドミッション・ポリシー及び入学者受け入れの基本方針に、教育理念にも掲げる「生活支援科学」に関する記述が見受けられないことから、ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーとの整合性に疑義がある。このため、審査意見2の対応も踏まえた上で、3つのポリシーと入学者受け入れの基本方針の整合性について明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。併せて入学者選抜の方法についても、必要に応じて適切に改めること。

(対応)

審査意見2についての対応に記したように、「生活支援科学」との関連を意識して「教育理念・目標」及び3つのポリシーを見直した。アドミッション・ポリシー（入学者選抜方針）には、「生活支援科学研究科看護学専攻」と明記し「地域社会に貢献したいと考えている者」という文言を加え、内容を見直した。「入学者受け入れの基本方針」「入学者選抜の方法」も見直し、加筆修正した。

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 (6、8 ページ)

新	旧
<p>「教育理念・目標」に生活支援科学に言及した。</p> <p>教育理念・目標</p> <p>「生活支援科学」とは、個別の支援活動から制度運営、政策の策定と運用に及ぶ生活支援ないし生活支援制度を研究・教育の対象とする諸学問の集合を意味する概念である。本大学院では、地域生活を支援し、創造することができる高度な専門職業人及び研究者を育てることを教育の理念・目標としている。看護学専攻では、生活支援科学のコンセプトをもとに、さまざまな健康状態にある人々を対象</p>	<p>1) 教育理念・目標</p> <p>人々が地域社会において豊かで自立した生活が可能となるには、生活を科学する「生活支援科学」というコンセプトのもと、対象者の健康課題を支援する看護が重要である。看護学専攻では、地域社会で生活する人々の健康問題を支援できる専門性の高い、高度な知識や技術を身につけた看護実践能力をもつ指導的看護実践者及び教育研究に必要な基礎的能力を有する看護教育者を養成する</p>

<p>とし、その生活を総合的・継続的にとらえ、他の生活支援の学問領域とも協働して、包括的な支援ができる人材育成を目指す。そして専門性の高い、高度な知識や技術を身につけた看護実践能力をもつ指導的看護実践者及び研究能力を基盤とした看護教育者を養成することを目的とする。</p> <p>【入学者選抜方針(アドミッション・ポリシー)】</p> <p>生活支援科学研究科看護学専攻は入学選抜に当たって、以下の要件を満たす者を積極的に受け入れる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 看護学に関して学士レベル又はそれ相当の知識・技術を修得している者 2. 看護学の専門教育を受け、さらに専門職としての知識・技術を発展・深化させ、高度な実践活動をとおして地域社会に貢献したいと考えている者 3. 看護学についての専門的知識と理論・技能を修得して、看護教育・研究活動をとおして地域社会に貢献したいと考えている者 4. 自立心が高く、かつ向学の志が高い者 	<p>ことを目的とする。また、看護学に関する研究を進めることができ、関連職種の専門性を理解し、リーダーシップと調整力を発揮し、指導的役割を果たすことができることを教育理念・目標と定める。</p> <p>4) 入学者選抜方針(アドミッション・ポリシー)</p> <p>本専攻は入学者選抜に当たって、以下の要件を満たす者を積極的に受け入れる。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①看護学の専門教育を受け、さらに高度な専門職としての知識・技術を発展・深化させたいと希望する者 ②看護学についての高度な専門的知識と理論・技能を修得して、研究活動や実践活動をとおして社会に貢献したいと考えている者 ③看護学について深く学び、研究したいと考える者
---	--

(是正事項) 生活支援科学研究科 看護学専攻 (M)

9. 社会人選抜の受験資格について、社会人の定義が明確でないため、「有識者、主婦など」の示すところを明らかにするとともに、必要に応じて適切に改めること。

(対応)

社会人選抜について、社会人の定義を「社会人とは、医療・保健・福祉施設、教育研究機関、官公庁、企業などにおいて、大学等を卒業後3年以上に相当する看護実務経験（通算可）を有する者である。」として、「有識者、主婦など」を削除した。

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類：入学者選抜関係 (23 ページ)

新	旧
<p>1) 受験資格</p> <p>次の(1)～(8)のいずれかに該当する者で、入学時までに3年以上の社会人としての経験を有する者とする。</p> <p>社会人とは、医療・保健・福祉施設、教育研究機関、官公庁、企業などにおいて、大学等を卒業後3年以上に相当する看護実務経験（通算可）を有する者である。</p>	<p>1) 受験資格</p> <p>次の(1)～(8)のいずれかに該当する者で、入学時までに2年以上の社会人（有識者、主婦など）としての経験を有する者とする。</p>

(是正事項) 生活支援科学研究科 看護学専攻 (M)

10. 専任教員の年齢構成が著しく高齢に偏っていることから、教育研究の継続性を踏まえ、若手教員の採用計画など教員組織の将来構想を明確にするとともに、教員配置の適正化を図ること。

(対応)

教員組織に若手教員を加え、将来において教育研究の継続性を踏まえて、研究組織を見直し配置した。【教員組織表を添付予定】

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類：教員組織関係 (25 ページ)

新	旧
<p>教員の年齢構成と定年について、若手教員を加え、将来において教育研究の継続性を踏まえて、研究組織を見直し次のように配置した。専任教員 15 名のうち、70 代 5 名、60 代 4 名、50 代 2 名、40 代 4 名と若手教員を 40 代から 60 代初期と各年代毎に 1 名ずつ特別研究に 3 名の教員を加え、教育研究組織を強化した。高齢の教員は、看護学部開学当初から就任し、学部立ち上げに関与して来た。そのため、若手教員のモデルとなり、外部資金である科学研究助成金にも採択されているため、教育研究を継続でき発展できる準備状況が整っている。大学院設置を機に、さらに拍車がかかると考える。</p>	<p>教員の年齢構成と定年は、70 代以上 7 名、60 代 2 名、50 代 2 名、40 代 3 名である。40 代から 70 代以上まで概ねバランス良く各年代に配置されている。本学園における教員の定年は、教授 68 歳、准教授 65 歳、講師以下 60 歳となっている。」</p>

(改善事項) 生活支援科学研究科 看護学専攻 (M)

11. 教員の研究力向上のために紀要の発行を行うとの記載があるが、修士課程の教育研究を担当することを踏まえれば、紀要のみで教員の質を担保することができるのか疑義がある。修士課程を担当する教員の質を向上する方策について、具体的に説明すること。

(対応)

大学院修士の指導教員の質を担保する方法を、教育力と研究力の向上と考え、現在実施している全学的な FD 研修に加え、看護学部でこれまで実施してきた FD 研修及び学会等の受け入れ事項を加え、教員の質と研究力の担保ができるように加筆した。それらの内容を XVI 教育内容等の改善のための組織的な研修等の箇所に置いて加筆した。

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類：教員組織関係 (33 ページ)

新	旧
<p>XVI 教育内容等の改善のための組織的な研修等</p> <p>看護学部の取り組みとしては、前述の全学的な組織的研修に加えて、看護学部において独自の FD 研修を企画し教員の教育力・研究力の向上に努めてきた。さらに、看護系学会員として企画運営にあたり、日本看護福祉学会学術大会を引き受け、教員と共に企画・実行委員会を立ち上げ、地域を含めた研究活動を支援してきた。</p> <p>修士課程を指導する教員の質の向上は、教育力と研究力の向上が求められる。教育力の向上は、教育方法の習得と実践力向上のために研修会の参加や FD 研修会の開催を行う。また、大学院生の</p>	<p>この学部教育をさらに発展させるために大学院の設置を看護学部設置認可申請時から視野において教育研究を進めてきた。研究については、地域看護研究研修センターを付置施設として看護学部内に置き、外部資金(科学研究費等)の獲得に努めた。採択率は 50～60%であった。加えて、教員の研究力向上のために、令和元年から西九州大学看護学部紀要を発行し、西九州大学リポジトリに掲載してきた。この紀要の発行は、看護学研究と中心としたもので、看護学部の教員以外の共同研究者の論文掲載を認めている。論文発行までに学内外の査読者 2 名を当て、論文の精度を高めてきた。</p>

TA(ティーチングアシスタント)活動、修士学生の研究指導に関するFD研修会を開催し、指導教員としての教育力・研究力の向上を図る。研究力の向上においては、現状の学部資金(科学研究費等)採択率50~60%をさらに向上させるために、外部資金獲得に向けての大学ならびに学部主催のFD研修会と個別教員への外部資金獲得に向けた指導を継続する。科研費獲得ができなかった教員への研究費補助(令和3年から本大学が実施)を得て、研究を開始し、その結果を外部資金獲得への足掛かりとする。各自の研究を発展できるように、学会発表や学会活動に積極的に参加する。またその環境づくりとして日々の組織的な活動を効率化する。現在、現場保健師、病院看護師の研究指導を実施しているが、実習施設や他学部との交流に努め共同研究の開拓を積極的に行う。看護協会や学会の倫理審査委員、査読委員を継続し、研究力の向上に努める。紀要発行、地域看護研修センターの活動を継続する。

(是正事項) 生活支援科学研究科 看護学専攻 (M)

12. 研究指導補助教員数について、大学院設置基準の規定を満たしていないため、適切にあらためること。

(対応)

研究指導補助教員数について、大学院設置基準の規定を満たすために、研究補助教員を3名追加し、特別研究の補助ができるように教員組織を改めた。それらの内容を、教員組織、授業概要、シラバス等に加筆した。

(新旧対照表) 教員組織

新	旧
特別研究を担当する研究指導補助教員の補填について、講師3名を宛てることにした。それぞれの研究分野にそって研究指導の補助ができる人材と研究業績を踏まえた。1名は生活支援看護学領域、1名は実践看護学領域の基盤看護学分野、1名は実践看護学領域の療養支援看護学分野に配置し、年齢の高い教員の教育研究指導の補助的役割が果たせるように、教員組織を改めた。	特別研究を担当予定の研究指導補助教員6名の申請のうち、准教授1名と講師1名はマル合の判定であり、准教授2名は合、准教授2名は不可であった。そのため、研究補助教員を1名以上、補填する必要がある。

(改善事項) 生活支援科学研究科 看護学専攻 (M)

13. 近隣の競合大学院修士課程の入学状況について、多くの大学が定員未充足となっている中で、長期的かつ安定的に学生を確保する見通しがあるか疑義があるため、学生確保に向けた工夫や方策について、改めて具体的に説明すること。

(対応)

設置の趣旨等を記載した書類の本文に学生の確保の見通し (p8) の記載はあるが、大学院ニーズ調査の結果の具体的記述がなかった。そのために長期的かつ安定的に学生を確保する見通しがあるか疑義があるとの指摘になったものと考えられる。ニーズ調査の結果では、本学看護学専攻は、十分に長期的かつ安定的に学生を確保する見通しがあると判断できる数値であった。よって、本文に p8 に長期的かつ安定的に学生を確保する見通しについて、アンケート結果の具体的数値を示し、さらに学生確保のための具体的な取り組みについて、文章を追加した。

(新旧対照表) 学生確保の見通し (10～11 ページ)

新	旧
<p>学生確保の見通しとして、本学大学院が設置された場合に入学する可能性が高い、佐賀県内の大学を除く看護師育成教育機関 13 か所に従事する教員、本学の実習先病院 17 か所の現役の看護職及び本学 看護学科に在籍する全学年の学生 (1～3 年生) を対象とした 4 つのニーズ調査 (①看護師育成教育機関に従事する教員②本学の実習先病院勤務する現役の看護職、③本学看護学科在籍学生) を実施した。</p> <p>この結果、本学看護学専攻の進学希望者は、専門学校看護系教員と実習病院に勤務する看護職を合わせて 32 名、いずれ進学したい者 111 名も存在する。また、在籍生は進学希望者 13 名、将来は検討したいは 68 名であ</p>	<p>佐賀県内及び近隣の看護職等の大学院看護学専攻への進学ニーズを調査した。調査票を実習病院 17 か所の看護職及び専門学校看護系教員 13 か所、本学看護学部看護学科の在籍生を対象に調査を実施した。</p> <p>学生確保の見通しとして、本学大学院が設置された場合に入学する可能性が高い、佐賀県内の大学を除く看護師育成教育機関に従事する教員、本学の実習先病院の現役の看護職及び本学 看護学科に在籍する全学年の学生 (1～3 年生) を対象とした 4 つのニーズ調査 (①看護師育成教育機関に従事する教員②本学の実習先病院勤務する現役の看護職、③行政にかかわる看護職、④本学看護学科在籍生) を実施した。それらの結果については、</p>

った。これらの結果から、現在定員として
いる人数5名を鑑みると、大学院の学生確保の
見通しについては今後複数年にわたり十分
に可能である。

さらに、実習病院においては推薦枠を設け、
双方の教育の充実とともに、長期的かつ安定
した学生確保につなげる。

大学院ニーズ調査で進学希望をしない教
員・看護職・学生の主な理由は、休職期間の
問題、家庭の事情、経済的な理由であった。
こうした問題に対応するべく、昼夜開講、土
曜日開講の制度や、長期履修制度があり、ま
た本学はインターネット等(テレビ会議シス
テム、Zoom、Microsoft Teams 等)のICTシ
ステムが充実しているため、遠隔授業の活用
で、在職のまま修学できるように便宜を図る
ことが十分可能、さらに経済面については、
大学独自の無利子の奨学金などにより、学生
の確保は十分見込める。

本学看護学専攻の認知度を広げるために、
ホームページ開設し、前年度から毎年、オー
プンキャンパスを実施する。その際に看護学
専攻の説明会及び事前相談会を年に複数回
実施する。また、佐賀県内の看護系専門学校
と実習病院を全訪問し、本学看護学専攻につ
いて説明する一方で、就学後の両立のための
課題を確認し、履修方法について、個別の状
況に合わせて具体的に検討・提案する。さら
に、本学部生には、看護学専攻の説明会を行
い、進学のための相談会を実施する。

「学生の確保の見通し等を記載した書類」に
示す。

本看護学専攻は、病院や地域の臨地の場
における諸問題を解決するための研究マイ
ンドを有する指導的看護実践者と看護教育者
の育成する場であり、学生となる可能性があ
る者は、教員、病院職員をはじめとした臨地
の場で働いている、もしくは働く予 定のある
者である。また大学院を設置後、必要に応
じて、奨学金制度などの経済的な支援、職場
における進学への理解、対応といった環境
整備を行うことで、さらなる進学希望者を確
保する。

生活支援という視点から
地域を志向した教育・研究を実現する大学

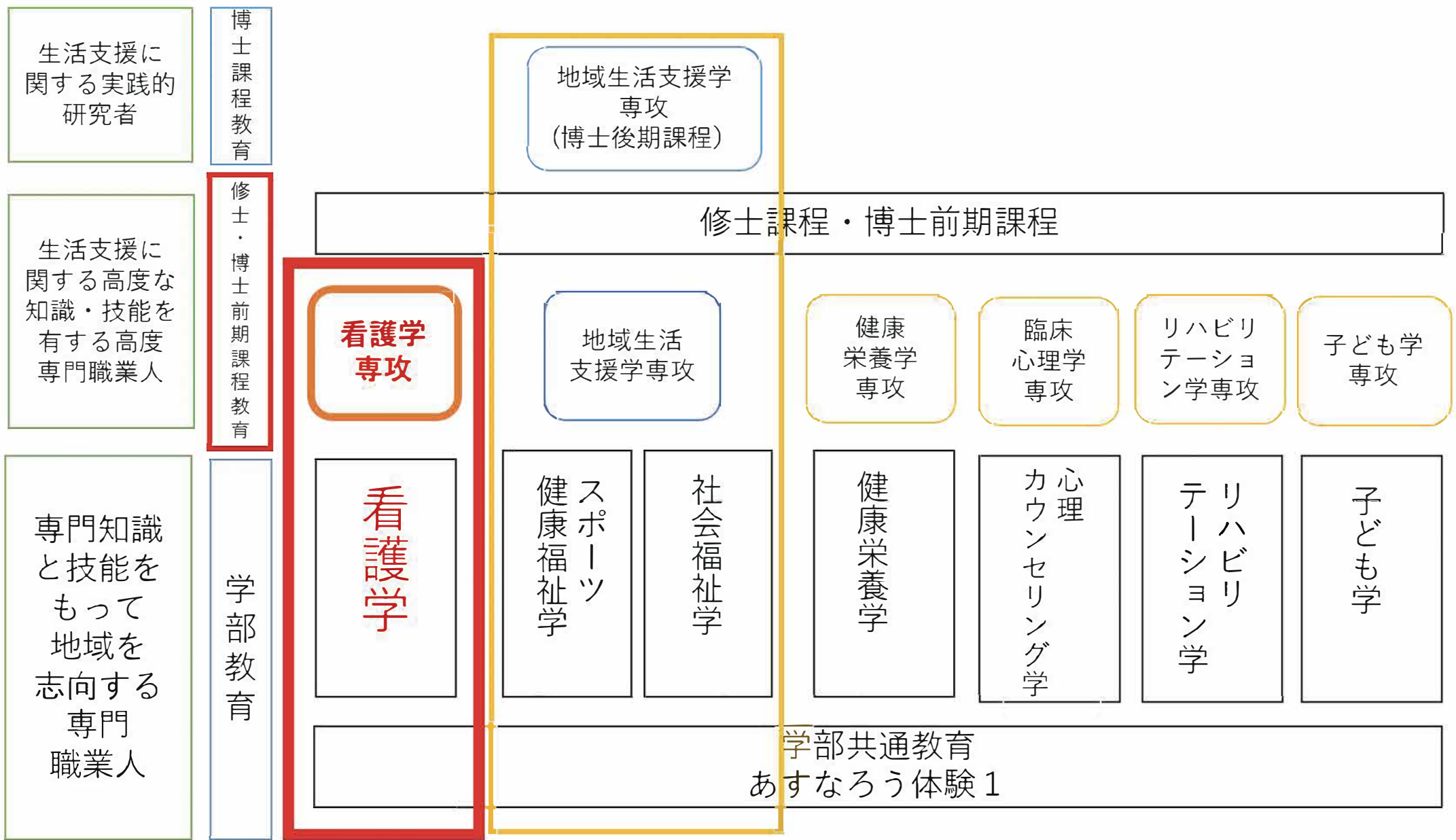


図1 西九州大学の教育課程概念図

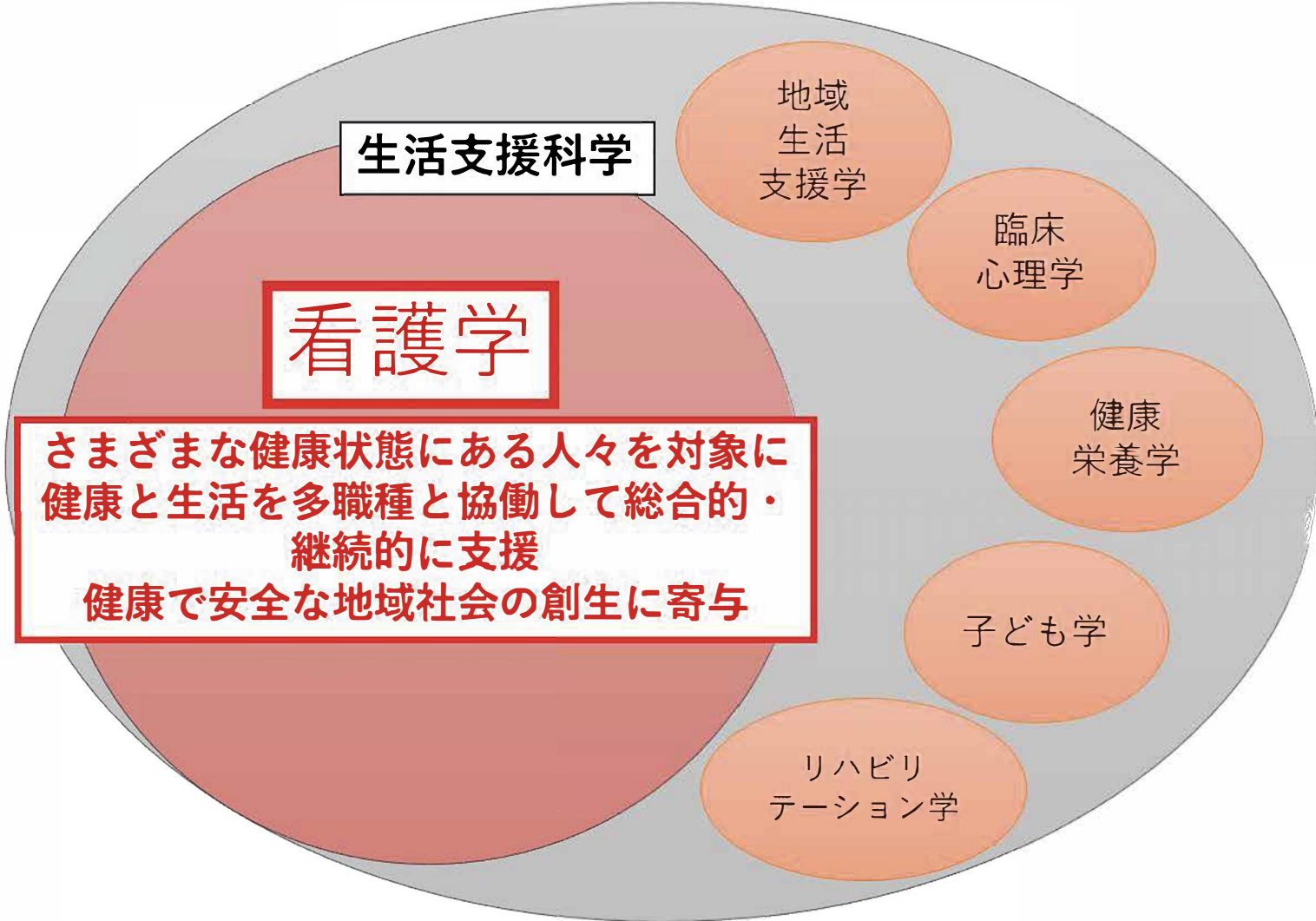


図2 生活支援科学と看護学の概念図

別表1 入学から修了までの指導プロセス

	論文作成過程	履修指導
1年次4月第3週	研究指導教員の決定 研究指導教員届の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・学生の希望に基づき特別研究の指導に適する研究指導教員1名と副研究指導教員2名を決定、学生に通知する。 ・学生は4月第3週までに「研究指導教員届」を教務課に提出させる。 ・研究指導教員は、学生の教育・研究に必要となる授業科目についてシラバスと履修モデルを参考に、学生個々に履修計画の指導する。 ・文献検索、文献整理、文献レビューの指導をする。 ・特定の関心領域からリサーチクエスチョンを抽出する指導を行う。
1年次9月末	修士論文題目届(仮)提出	<ul style="list-style-type: none"> ・研究テーマの設定は、学部新卒の学生の場合、臨床現場で体験した学生の場合など学生個々の背景に応じた指導を行う。 ・「修士論文題目届(仮)」を学生が教務課に提出するように指導する。
1年次10月 1年次11月	研究計画書作成 第1回中間発表	<p>研究計画策定の指導をする。</p> <p>研究計画中間発表のための指導をする。</p> <p>中間発表時の指導・助言を受けて研究計画書の修正・指導をする。</p> <p>倫理審査が必要な場合は、倫理委員会の審査を受けるための指導をする。</p> <p>適時、研究の進捗状況に応じて指導・助言をする。</p>
2年次9月	第2回中間発表 論文作成指導	<p>研究実施状況の発表に向けての指導をする。</p> <p>論文作成状況に応じて指導・助言をする。</p>
2年次1月末	修士論文提出締切日	修士論文提出の指導をする。
2年次2月	論文審査委員の主査・副査の決定 最終論文発表会	<p>研究科委員会で選出された3名以上の審査員が修士論文の審査を行う。指導教員は主査にはなれない。</p> <p>修士論文審査と最終試験を実施する。</p>
2年次2月下旬	合否判定会議	修士課程修了の合否判定を行う。
2年次3月	修士課程修了及び学位授与	<p>学位授与式</p> <p>修了生は製本用論文を提出</p>

別表2. 長期履修学生に対する入学から修了までの指導プロセス

	論文作成過程	履修指導
1年次4月第3週	研究指導教員の決定 研究指導教員届提出	<ul style="list-style-type: none"> ・学生の希望に基づき特別研究の指導に適する研究指導教員1名と副研究指導教員2名を決定、学生に通知する。 ・学生は4月第3週までに「研究指導教員届」を教務課に提出させる。 ・研究指導教員は、学生の教育・研究に必要となる授業科目についてシラバスと履修モデルを参考に、学生個々に履修計画の指導する。 ・特定の関心領域からリサーチクエスチョンを抽出する指導を行う。 ・文献検索、文献整理、文献レビューの指導をする。
1年次9月末	修士論文題目届(仮)提出	<ul style="list-style-type: none"> ・研究テーマの設定では、学部新卒の学生の場合、臨床現場で体験した学生の場合など学生個々の背景に応じた指導を行う。 ・「修士論文題目届(仮)」を学生が教務課に提出するように指導する。
2年次10月 2年次11月	研究計画書作成 第1回中間発表	<p>研究計画策定の指導をする。</p> <p>研究計画中間発表のための指導をする。</p> <p>中間発表時の指導・助言を受けて研究計画書の修正・指導をする。</p> <p>倫理審査が必要な場合は、倫理委員会の審査を受けるための指導をする。</p> <p>適時、研究の進捗状況に応じて指導・助言をする。</p>
3年次9月	第2回中間発表 論文作成指導	<p>研究実施状況の発表に向けての指導をする。</p> <p>論文作成状況に応じて指導・助言をする。</p>
3年次1月末	修士論文提出締切日	修士論文提出の指導をする。
3年次2月	論文審査委員の主査・副査の決定 最終論文発表会	<p>研究科委員会で選出された3名以上の審査員が修士論文の審査を行う。指導教員は主査にはなれない。</p> <p>修士論文審査と最終試験を実施する。</p>
3年次2月下旬	合否判定会議	修士課程修了の合否判定を行う。
3年次3月	修士課程修了及び学位授与	<p>学位授与式</p> <p>修了生は製本用論文を提出</p>

教員採用計画表

調書 番号	職位	氏名 〈就任(予定)年月〉	完成年 度末日 年齢	定年後の対応	採用計画
1	教授	オカザキ ミチコ 岡崎 美智子 〈令和3年4月〉	82 (高)	西九州大学生生活支援科学研究科看護学専攻の設置に係る定年延長の取扱い内規により、看護学専攻の完成年度の末日に退職。	【領域】 看護基盤学領域の准教授に昇格させ、その後任を新規採用(公募)
2	教授	ナカシマ ヨウコ 中島 洋子 〈令和3年4月〉	70 (高)	学校法人永原学園教職員就業規則第40条及び平成13年12月15日改正の同就業規則の附則第2項理事会(H13.12.15開催)により、73歳に達する年度の末日まで定年を延長する。	老年看護学 年齢:60歳代 職位:教授 方法:公募
3	教授	シラタ クミコ 白田 久美子 〈令和3年4月〉	76 (高)	西九州大学生生活支援科学研究科看護学専攻の設置に係る定年延長の取扱い内規により、看護学専攻の完成年度の末日に退職。	成人看護学(慢性期)の准教授を昇格させ、その後任を新規採用(公募)
4	教授	タカイ キヤコ 鷹居 樹八子 〈令和3年4月〉	72 (高)	学校法人永原学園教職員就業規則第40条及び平成13年12月15日改正の同就業規則の附則第2項理事会(H13.12.15開催)により、73歳に達する年度の末日まで定年を延長する。	成人看護学(慢性期) 年齢:40歳代 職位:講師 方法:公募
5	教授	キタハラ エツコ 北原 悦子 〈令和3年4月〉	73 (高)	学校法人永原学園教職員就業規則第40条及び平成13年12月15日改正の同就業規則の附則第2項理事会(H13.12.15開催)により、73歳に達する年度の末日まで定年を延長する。	小児看護学領域の准教授を昇格させ、その後任を新規採用(公募)
6	教授	クロダ ケンジ 黒田 研二 〈令和3年4月〉	73 (高)	学校法人永原学園教職員就業規則第40条及び平成13年12月15日改正の同就業規則の附則第2項理事会(H13.12.15開催)により、73歳に達する年度の末日まで定年を延長する。	公衆衛生看護学領域の准教授を昇格させ、その後任を新規採用(公募)
7	教授	ショウノ イツコ 正野 逸子 〈令和3年4月〉	69 (高)	学校法人永原学園教職員就業規則第40条及び平成13年12月15日改正の同就業規則の附則第2項理事会(H13.12.15開催)により、73歳に達する年度の末日まで定年を延長する。	在宅看護学 年齢:50歳代 職位:教授 方法:公募
8	講師	フルカワ クミコ 古川 久美子 〈令和3年4月〉	63 (高)	学校法人永原学園教職員就業規則第40条及び平成13年12月15日改正の同就業規則の附則第2項理事会(H13.12.15開催)により、65歳に達する年度の末日まで定年を延長する。	看護基盤学の准教授として昇格させ、その後任を新規採用(公募)